

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年10月14日(2021.10.14)

【公開番号】特開2021-14467(P2021-14467A)

【公開日】令和3年2月12日(2021.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2021-006

【出願番号】特願2020-188063(P2020-188063)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/22 (2006.01)

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 P 25/28 (2006.01)

A 6 1 P 9/00 (2006.01)

A 6 1 P 25/00 (2006.01)

A 6 1 P 21/00 (2006.01)

A 6 1 P 3/02 (2006.01)

A 6 1 K 9/14 (2006.01)

A 2 3 L 33/10 (2016.01)

A 2 3 L 33/17 (2016.01)

A 2 3 L 33/125 (2016.01)

A 2 3 L 33/115 (2016.01)

A 2 3 L 33/15 (2016.01)

A 2 3 L 33/16 (2016.01)

【F I】

A 6 1 K 31/22

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 25/28

A 6 1 P 9/00

A 6 1 P 25/00

A 6 1 P 21/00

A 6 1 P 3/02

A 6 1 K 9/14

A 2 3 L 33/10

A 2 3 L 33/17

A 2 3 L 33/125

A 2 3 L 33/115

A 2 3 L 33/15

A 2 3 L 33/16

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月3日(2021.9.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヒト体内での代謝によりヒドロキシブチラートを提供するためのケトン体又はケトン体前駆物質及び香味料を含む、官能的に許容される組成物であって、使用者が1用量に体重1

キログラムあたり少なくとも100mgのケトン又はケトン体前駆物質を摂取する量で投与される、組成物。

【請求項 2】

使用者が1用量に体重1kgあたり300～750mgの量でケトン体又はケトン体前駆物質を摂取する量で投与される、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 3】

少なくとも5gのケトン体又はケトン体前駆物質の1日摂取量を提供する量で投与される、請求項 1 又は 2 に記載の組成物。

【請求項 4】

20～200gのケトン体又はケトン体前駆物質の1日摂取量を提供する量で投与される、請求項 1～3 のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 5】

体内でケトンに代謝可能なケトン体前駆物質を含む、請求項 1～4 のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 6】

組成物が固体形態である、カプセル封入されている又はゲルである、請求項 1～5 のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 7】

組成物の30～95質量%の濃度のケトン又はケトン体前駆物質を含む、請求項 1～6 のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 8】

ケトン体又はケトン体前駆物質がケトンエステル、中鎖トリグリセリド又は対応する脂肪酸を含む、請求項 1～7 のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 9】

C6脂肪酸を含む、請求項 8 に記載の組成物。

【請求項 10】

ケトン体又はケトン体前駆物質がブタン-1,3-ジオールのエステルを含む、請求項 1～9 のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 11】

ケトン体又はケトン体前駆物質が、(R)-3-ヒドロキシブチラート及びその誘導体、(R)-3-ヒドロキシブチラートのエステル、及び(R)-3-ヒドロキシブチラートのオリゴマーから選択される、請求項 1～10 のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 12】

ケトン体又はケトン体前駆物質が3-ヒドロキシブチル-(R)-3-ヒドロキシブチラートを含む、請求項 1～11 のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 13】

請求項 1～12 のいずれか1項に記載の組成物及びハイドロゲルを含む、食品、補助食品、健康補助食品、機能食品、栄養補助食品又は飲料。

【請求項 14】

ハイドロゲルが、架橋ポリカルボキシレートホモポリマー又はコポリマーのポリマーを含む、請求項 13 に記載の食品、補助食品、健康補助食品、機能食品、栄養補助食品又は飲料。

【請求項 15】

治療によりヒト又は動物の体を処置する方法において使用される、請求項 1～12 のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 16】

認知機能障害の治療、心臓効率、脳代謝効率の改善又は神経変性疾患の効果の減少において使用するための、請求項 15 に記載の組成物。

【請求項 17】

アルツハイマー病又はパーキンソン病の治療において使用するための、請求項 15 に記

載の組成物。

【請求項 18】

筋障害又は疲労の治療において使用するための、請求項 15 に記載の組成物。

【請求項 19】

疲労下の認知機能を維持若しくは改善し、又は疲労下での認知機能への悪影響を減少させるための、請求項 1 ~ 12、15 ~ 18 のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 20】

中鎖トリグリセリド(MCT)をさらに含む、請求項 1 ~ 12、15 ~ 19 のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 21】

MCTが式 $\text{CH}_2\text{R}_1-\text{CH}_2\text{R}_2-\text{CH}_2\text{R}_3$ を有し、式中 $\text{R}_1$ 、 $\text{R}_2$ 及び $\text{R}_3$ が、5~12の炭素原子を有する脂肪酸である、請求項 20 に記載の組成物。

【請求項 22】

請求項 1 ~ 12、15 ~ 21 のいずれか1項に記載の組成物、並びにタンパク質、炭水化物、糖、脂質、繊維質、ビタミン及びミネラルから選択される1つ以上の栄養成分を含む、栄養組成物。

【請求項 23】

認知機能障害、心臓疾患の治療、脳代謝効率の改善若しくは神経変性疾患の治療又は筋障害若しくは疲労の治療における使用のための薬剤の製造における、請求項 1 ~ 12、15 ~ 22 のいずれか1項に記載の組成物の使用。

【請求項 24】

ケトン体又はケトン体前駆物質、香味料及びハイドロゲルを含む、官能的に許容される組成物を製造する方法であって、請求項 1 ~ 12、15 ~ 22 のいずれか1項に記載の組成物にハイドロゲルを含ませ、ハイドロゲルを含む組成物を少なくとも1週間保存することを含む方法。